

入院及び外来患者のみなさんへ

2025年8月1日

当病院が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について厚生労働大臣の定めに従いここに掲示します。

○ 当院は、「保険医療機関」です。

ア 入院基本料に関する事項

当病院は、病棟(日勤・夜勤合わせて)入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員がいます。
(詳細は各病棟ごとにそれぞれ掲示しています。)

イ 中国四国厚生局長への届け出に関する事項 (医科)

1 基本診療料

- ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
- ・特定集中治療室管理料5(早期栄養介入管理加算・早期離床/リハビリテーション加算)
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算 (個室:7床) 5階東(522・523) 6階東(625) 7階東(725)
4階西(475) 5階西(575) 6階西(675)
(2人部屋:16床) 5階東(501) 6階東(601) 7階東(701)
4階西(451) 5階西(551) 6階西(651) 7階西(773・751)
- ・小児入院医療管理料3 12床 4階東(個室:2床) (406・407)
- ・養育支援体制加算 (2人部屋:6床) (408・410・411)
(4人部屋:4床) (401)
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・急性期充実体制加算2
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)(補助者5割以上)
- ・夜間100対1急性期看護補助体制加算)
- ・夜間看護体制加算
- ・看護補助体制充実加算2
- ・看護職員夜間配置加算(16対1)
- ・地域加算7
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・栄養チームサポート加算
- ・医療安全対策加算1
- ・医療安全対策地域連携加算1
- ・感染対策向上加算1
- ・指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入退院支援加算1
- ・地域連携診療計画加算
- ・入院時支援加算
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算2
- ・地域医療体制確保加算
- ・看護職員処遇改善評価料47
- ・入院ベースアップ評価料52
- ・医療DX推進体制整備加算2
- ・周術期栄養管理実施加算
- ・データ提出加算

2 食事療養

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)

管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

- ・食堂加算
- ・特別食加算

3 医学管理等

- ・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料1、2
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1、3
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算

- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養、就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査、画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅患者訪問看護、指導料及び同一建物居住者訪問看護、指導料の注2
- ・在宅患者訪問看護、指導料の注16(同一建物居住者訪問看護、指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する専門管理加算
- ・ストーマ合併症加算

4 検査

- ・BRCA1／2遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅳ)
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・神経学的検査
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・精密触覚機能検査
- ・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ・単線維筋電図

- ・内服、点滴誘発試験

5 画像診断

- ・画像診断管理加算2
- ・CT撮影及びMRI撮影
撮影に使用する機器:
マルチスライスCT撮影(64列以上・4列以上16列未満)
MRI撮影(3テスラ以上・1.5テスラ以上3テスラ未満)
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・乳房MRI撮影加算
- ・小児鎮静下MRI撮影加算
- ・頭部MRI撮影加算
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算

6 投薬

- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算

7 注射

- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1

8 リハビリテーション

- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)(早期リハビリテーション加算、初期加算)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(早期リハビリテーション加算、初期加算)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(早期リハビリテーション加算、初期加算)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(早期リハビリテーション加算、初期加算)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料

9 処置

- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1

10 手術

- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小長瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ・体外衝撃波胆石破碎術
- ・腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
- ・腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除・1区域切除・2区域切除・3区域切除以上のもの)
- ・体外衝撃波膵石破碎術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・体外衝撃波腎、尿管結石破碎術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)

- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援)・後発医薬品使用体制加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術並びに歯科点数表第2章第9部手術の通則第4号に掲げる手術(別に掲示する)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・輸血管理料 I
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門、人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・レーザー機器加算

11 麻酔

- ・麻酔管理料(I)

12 放射線治療

- ・高エネルギー放射線治療
- ・高エネルギー放射線治療(1回線量増加加算)

13 病理診断

- ・病理診断管理加算1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算

ウ 地域医療支援病院

当院は、広島県より地域医療支援病院の名称の使用について承認を受けています。

エ DPCについて

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

オ 治験について

当院は国の定めた基準に従って倫理的、科学的に適正な治療(新しいお薬を広く使えるようにするための試験)を実施しております。

カ 中国四国厚生局長への届け出に関する事項（歯科）

1 基本診療料

- ・歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算2
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

2 医学管理料

- ・歯科治療時医学管理料

3 リハビリテーション

- ・歯科口腔リハビリテーション料2

4 手術

- ・歯周組織再生誘導手術

5 歯冠修復及び欠損補綴

- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

・後発医薬品使用体制加算1